

様式第1号(第6条関係)

加古川市立 両荘 公民館使用許可兼使用料減免申請書

加古川市教育委員会 様

第 号
年 月 日

申請団体名

公民館の(使用許可・使用料の減免)を受けたいので、条例及び規則を遵守することを誓約し、次のとおり申請します。

| 使用目的 | | | | | 使用者の 主な年齢層 | ・青少年・成人 ・高齢者・その他 |
|--------|---|-----------|-------|-----|---------------|---------------------|
| 入場料等 | <input type="checkbox"/> 徴収する(様式第1号別添の提出が必要) <input type="checkbox"/> 徴収しない | | | | | |
| No. | 使用年月日 | 室名 | 使用時間 | 人数 | ※使用料 | |
| 1 | 年 月 日() | | 時 ~ 時 | | | |
| 2 | 年 月 日() | | 時 ~ 時 | | | |
| 3 | 年 月 日() | | 時 ~ 時 | | | |
| 4 | 年 月 日() | | 時 ~ 時 | | | |
| 5 | 年 月 日() | | 時 ~ 時 | | | |
| 6 | 年 月 日() | | 時 ~ 時 | | | |
| 7 | 年 月 日() | | 時 ~ 時 | | | |
| 8 | 年 月 日() | | 時 ~ 時 | | | |
| ※減額・免除 | | 規則第8条第1項第 | 号該当 | ※加算 | 有・無 | ※使用料合計 円 |

※欄は記入しないでください。

| | |
|-------|-------|
| 代表者住所 | |
| 代表者氏名 | (連絡先) |
| 使用責任者 | (連絡先) |

| | | |
|----|----|----|
| 館長 | 回覧 | 受付 |
| | | |

様式第2号(第7条関係)

加古川市立 両荘 公民館使用許可書兼領収書

様

第 号
年 月 日

申請のあった公民館の使用については、次のとおり許可する。

加古川市教育委員会

| 使用目的 | | | | | 使用者の 主な年齢層 | ・青少年・成人 ・高齢者・その他 |
|--------|---|-----------|-------|-----|---------------|---------------------|
| 入場料等 | <input type="checkbox"/> 徴収する(様式第1号別添の提出が必要) <input type="checkbox"/> 徴収しない | | | | | |
| No. | 使用年月日 | 室名 | 使用時間 | 人数 | ※使用料 | |
| 1 | 年 月 日() | 0 | 時 ~ 時 | 0 | | 円 |
| 2 | 年 月 日() | 0 | 時 ~ 時 | 0 | | 円 |
| 3 | 年 月 日() | 0 | 時 ~ 時 | 0 | | 円 |
| 4 | 年 月 日() | 0 | 時 ~ 時 | 0 | | 円 |
| 5 | 年 月 日() | 0 | 時 ~ 時 | 0 | | 円 |
| 6 | 年 月 日() | 0 | 時 ~ 時 | 0 | | 円 |
| 7 | 年 月 日() | 0 | 時 ~ 時 | 0 | | 円 |
| 8 | 年 月 日() | 0 | 時 ~ 時 | 0 | | 円 |
| ※減額・免除 | | 規則第8条第1項第 | 号該当 | ※加算 | 有・無 | ※使用料合計 円 |

許可条件

- ・裏面の使用不許可事由に該当する行為を行わないこと。
- ・裏面の使用者が遵守すべき事項を遵守すること。

使用料として、上記記載の金額を領収しました。

年 月 日

加古川市立公民館長

加古川市立公民館使用の注意事項

1. 次の事項に該当する場合は使用を許可しません。(使用不許可事由)

- (1) 社会教育法第23条の規定に該当するとき。
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 公民館の施設又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他公民館の管理運営上支障があるとき。

2. 使用者は次の事項を守ってください。(使用者が遵守すべき事項)

- (1) 収容人員は、使用部分の定員を超えないこと。
- (2) 許可を受けないで、物品の販売等をしないこと。
- (3) 所定の場所以外において、火気(喫煙を含む。)を使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで、公民館内に張紙、くぎ打等をしないこと。
- (5) 許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。
- (6) 許可を受けないで、附属設備を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (7) 入館した者に規則第13条各号に掲げる事項を守らせること。
- (8) 使用が終わったときは、直ちに施設又は設備を原状に復すこと。
- (9) 施設又は設備を破損、又は滅失したときは、直ちに届け出ること。
- (10) 公民館の運営上支障をきたすような行為をしないこと。
- (11) その他公民館職員の指示に従うこと。

3. その他

- (1) 条例第6条第3項各号のいずれかに該当する理由が生じたときや、条例に違反するとき、条例に基づく指示に従わないとき、使用許可の際に付した条件を守らないとき、その他教育委員会において特に必要があると認めるときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。
- (2) 公民館職員が公民館の管理の必要上、使用場所への立入りを行うことがあります。